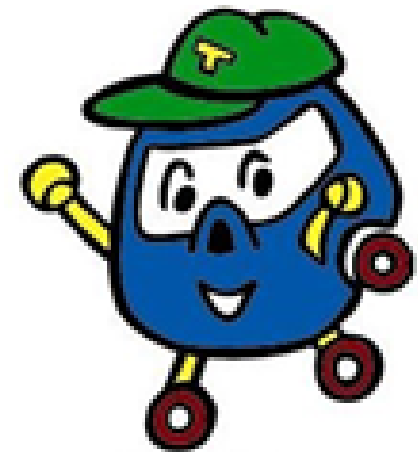


改正貨物自動車運送事業法 (書面交付義務等)



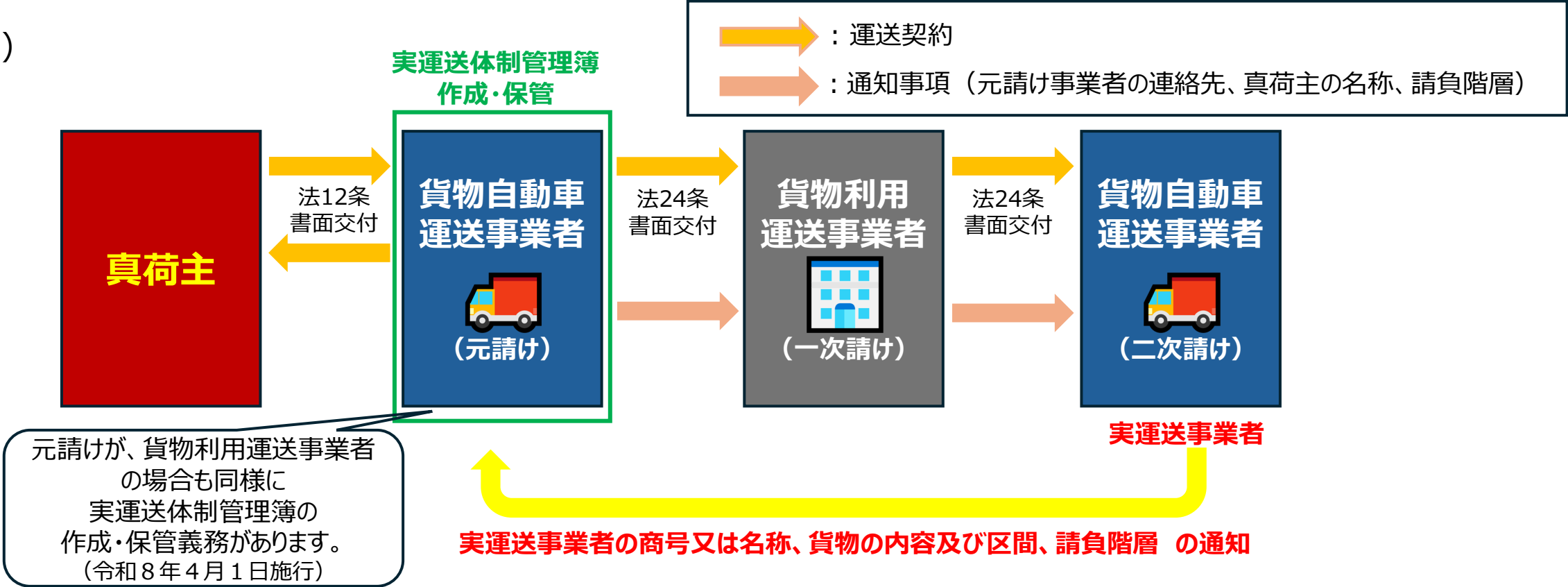
ほくとろり君です

(一社)兵庫県トラック協会

契約締結時の書面交付（トラック法第12条・24条）、実運送体制管理簿の作成・通知義務について（トラック法第24条の5）

- 運賃・料金、燃料サーチャージなど運送にかかる追加費用について、適正な運賃・料金収受を図るため運送契約締結時に書面交付義務が義務付けられました。
- 多重下請構造の可視化を図るため、元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した実運送体制管理簿の作成が義務付けされています。
- 真荷主については、その実運送体制管理簿の閲覧の請求ができるようにすることで、真荷主・元請事業者双方において多重下請構造の可視化を図ります。

(例)



- 実運送体制管理簿の作成対象は、真荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量（1.5トン以上）で判断します。
- 【記載事項】
 - ・実運送を行う貨物自動車運送事業者の名称
 - ・実運送を行う貨物の内容及び区間
 - ・実運送事業者の請負階層
- 【保存期間】
 - ・書面を交付した日から1年間保存

真荷主とトラック運送事業者との運送契約締結時の書面交付義務（トラック法第12条第1項）

○荷主との間で運送の対価である運賃とは別に荷役・附帯業務等の対価である料金や燃料サーチャージ等の運送にかかる追加費用について契約内容が決められていない場合は、トラックドライバーが着荷主先で、運送契約に含まれない附帯業務を依頼された場合、トラックドライバーがその附帯業務が運送契約に含まれていないか判断できないため、断ることができず、拘束時間の長期化につながります。また、実運送事業者が業務量に見合った運賃・料金を収受できない事例があります。

○そのため、真荷主（※1）、トラック運送事業者に対し、運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送内容、附帯業務等の内容やその対価について記載した書面を相互に交付することが義務付けられました。

※1自らの事業に関して貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者以外のものをいう。

○真荷主とトラック運送事業者が相互に交付する書面（※2）の記載事項

- ・運送の役務の内容及びその対価（運賃）
- ・当該運送契約に運送の役務以外の役務の提供が含まれる場合にあっては、
運送の役務以外の役務の内容及びその対価
（積込み料、取卸し料、附帯業務料、待機時間料）
- ・運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ・有料道路の通行に係る料金、燃料価格の変動に伴い追加的に必要となる燃料費に係る料金、その他の特別に生ずる費用に係る料金
- ・運賃及び料金の支払の方法
- ・書面を交付した年月日

（※2）書面の交付に代えて、電磁的記録（紙に印刷された文書ではなく、コンピュータ等で保存・処理される電子データ『PDFファイル、Word・Excelファイル、電子メールなど』）により行うこともできます。

（交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。）



書面化によるトラック事業者のメリット

適正な運賃・料金の収受



現場でのトラブルの回避 (契約にない附帯業務の防止等)



過労運転等の コンプライアンス違反の防止



事故等が起こった場合の 契約内容の確認



トラック運送事業者が他のトラック運送事業者等との運送契約締結時の書面交付義務（トラック法第24条第2項）

○多重下請構造が生じている場合においては、荷主や元請事業者は自らの荷物についてどのトラック事業者が実運送をしていて、またその実運送が何次請けとなっているのかを把握していないことも多く、実運送事業者が適正な運賃・料金を収受できていない場合があります。また、荷役、附帯作業、待機時間等、細かい指示が実運送事業者に伝わらずトラブルや拘束時間の長期化につながる事例があります。

○多重下請構造が生じている場合において、実運送事業者が収受する対価を適正化するためには、真荷主⇒元請け、元請け⇒1次請けといった全ての運送契約の適正化が図られる必要があります。そのため、運送契約締結時に書面交付が義務付けられました。

他の貨物運送事業者の行う運送を利用する場合の書面の交付

○貨物運送事業者が他の貨物運送事業者等に交付する書面（※3）の記載事項

- ・運送の役務の内容及びその対価
- ・その利用する運送に運送の役務以外の役務の提供が含まれる場合にあっては、運送の役務以外の役務の内容及び対価
- ・その利用する運送に係る契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ・有料道路の通行に係る料金、燃料価格の変動に伴い追加的に必要となる燃料費に係る料金、その他特別に生ずる費用に係る料金
- ・運賃及び料金の支払いの方法
- ・書面を交付した年月日



（※3）書面の交付に代えて、電磁的記録（紙に印刷された文書ではなく、コンピュータ等で保存・処理される電子データ『PDFファイル、Word・Excelファイル、電子メールなど』）により行うこともできます。

（交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。）

実運送体制管理簿（元請事業者等が作成）に係る元請連絡事項の通知等

○元請事業者等が作成する「実運送体制管理簿」にかかる通知事項

- ①元請事業者等 ⇒ 一次請け事業者等
 - ・元請事業者の連絡先
 - ・他の貨物自動車運送事業者が運送する貨物の真荷主の商号又は名称
- ②一次請け事業者等 ⇒ 二次請け事業者等
 - ・元請事業者の連絡先
 - ・他の貨物自動車運送事業者が運送する貨物の真荷主の商号又は名称
 - ・他の貨物自動車運送事業者の請負階層（真荷主との運送契約後に締結された運送契約の数をいう。）

○実運送事業者から元請事業者等への通知事項

- ・実運送事業者の商号又は名称
- ・実運送を行う貨物の内容及び区間
- ・実運送事業者の請負階層（真荷主との運送契約後に締結された運送契約の数をいう。）

運送契約締結時の書面 様式例

運送申込書／運送引受書

Ⅰ 運送契約の当事者等

申込者	社名又は氏名	〇〇食品㈱	電 話	028-111-xxxx
			FAX	028-222-xxxx
	住所	栃木県〇〇市〇〇1-1-1	E-mail	xxxxxx@xxx.co.jp
			【担当者名】	国土 花子

標準貨物自動車運送約款(令和〇年〇月〇日最終改正)の内容について承諾 記

荷受人	社名又は氏名	△△商店	電 話	03-5555-xxxx
			FAX	—
	住所	東京都△△区△△3-3-3	E-mail	—
			【担当者名】	貨物 三郎

運送を引き受ける者	社名又は氏名	□□運輸㈱	電 話	028-333-xxxx
	住所	栃木県□□市□□2-2-2	FAX	028-444-xxxx
		E-mail	xxxxxx@xxx.co.jp	
		【担当者名】	運輸 一郎	

Ⅱ 運送の設備

集貨先／発送地	〇〇食品㈱ A工場	集貨／発送の希望日時	令和7年4月5日 9時～12時
配達先／到着地	△△商店	配達／到着の希望日時	令和7年4月5日 14～16時

運送保険加入の委託

有 ・ (無)

品名	冷凍食品	品質	-15℃以下	重量又は容積	1トン	荷造りの種類及び個数	15バレット (1バレット当たり段ボール10箱)
運送の種類別	貸切即配制	車種	冷凍車(1トン)	台数	1	両	

Ⅲ 荷役作業・附帯業務等

積み込み作業の委託	(有) ・ (無)	予定作業時間 (30分程度)	取卸し作業の委託	(有) ・ (無)	予定作業時間 (30分程度)
附帯業務の内容	倉庫内における検品・梱入れ作業 (予定作業時間 : 60分程度)				

Ⅳ 運賃及び料金

運 賃	50,000 円	燃料サーチャージ	2,000 円	有料道路利用料(税込)	4,000 円
積込料	2,500 円				
取卸料	2,500 円				
待機時間料	円	(見込み待機時間: 分: 30分あたり車種: 円)			
附帯業務料	品代金の取立て	円	荷主金の立替え	円	
	荷造り	円	仕分け	円	
	保管	円	検収及び検品	1,500 円	
	検持ち及び搬持ち	円	梱入れ	1,500 円	
	ラベル貼り	円	はい作業	円	
その他業務料	円				
消費税額	8,000 円				
合計額	70,000 円				

運賃及び料金の支払方法

銀行振込(支払期日: 令和7年4月4日)

Ⅴ その他

集貨／発送の予定日時	令和7年4月5日 12時	配達／到着の予定日時	令和7年4月5日 15時
【車両番号】	〇〇123あ××××	【運転者名】	運輸 次郎

上記のとおり運送を引き受けます。

令和 7年 4月 1日

運送引受者(貨物自動車運送事業者)

□□運輸㈱ 代表取締役 運輸 太郎

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- 書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
- ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例(※赤字は法定事項)

真荷主→トラック事業者 メール送信

差出人: xxxxxxx@xxx.co.jp

送信日時: 2025 年4月1日 火曜日 10:57

宛先: xxxxxxx@xxx.co.jp

件名: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 〇〇食品㈱

□□運輸㈱ 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等: 冷凍車1両、貸切即配制

品名: 冷凍食品1トン (10バレット)

積込: 4/5 12時 (〇〇食品 A工場)

取卸: 4/5 15時 (△△商店)

積込作業の委託: 有、30分程度

取卸作業の委託: 有、30分程度

附帯業務の内容: 15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業

運送保険加入の委託: 無

運賃 50,000 円

有料道路利用料(税込) 4,000 円

燃料サーチャージ 2,000 円、

積込料及び取卸料 5,000 円

附帯業務料: 3,000 円

消費税 6,000 円 合計: 70,000 円

支払方法: R7.4.4 銀行振込

〇〇食品㈱ 〇〇課 国土 花子

〒xxx-xxxx

栃木県〇〇市〇〇1-1-1

TEL:028-111-xxxx / FAX:028-222-xxxx

E-MAIL: xxxxxxx@xxx.co.jp

トラック事業者→真荷主 メール返信

差出人: xxxxxxx@xxx.co.jp

送信日時: 2025 年4月1日 火曜日 13:25

宛先: xxxxxxx@xxx.co.jp

件名: RE: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 〇〇食品㈱

〇〇食品㈱ 国土さま

メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※)

□□運輸㈱ □□課 運輸 一郎

〒xxx-xxxx

栃木県□□市□□2-2-2

Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx

-----Original Message-----

差出人: xxxxxxx@xxx.co.jp

送信日時: 2025 年4月1日 火曜日 10:57

宛先: xxxxxxx@xxx.co.jp

件名: 【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 〇〇食品㈱

□□運輸㈱ 御中

下記のとおりお願いいたします。

車種等: 冷凍車1両、貸切即配制

品名: 冷凍食品1トン (10バレット)

積込: 4/5 12時 (〇〇食品 A工場)

取卸: 4/5 15時 (△△商店)

積込作業の委託: 有、30分程度

取卸作業の委託: 有、30分程度

附帯業務の内容: 15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業

運送保険加入の委託: 無

運賃 50,000 円

有料道路利用料(税込) 4,000 円

燃料サーチャージ 2,000 円、

積込料及び取卸料 5,000 円

附帯業務料: 3,000 円

消費税 6,000 円 合計: 70,000 円

支払方法: R7.4.4 銀行振込

〇〇食品㈱ 〇〇課 国土 花子

〒xxx-xxxx

栃木県〇〇市〇〇1-1-1

TEL:028-111-xxxx / FAX:028-222-xxxx

E-MAIL: xxxxxxx@xxx.co.jp

(※) 貨物自動車運送事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。この点は、貨物利用運送事業者においても同様である

出典：国土交通省 改正貨物自動車運送事業法 Q&A (令和8年3月31日時点) より

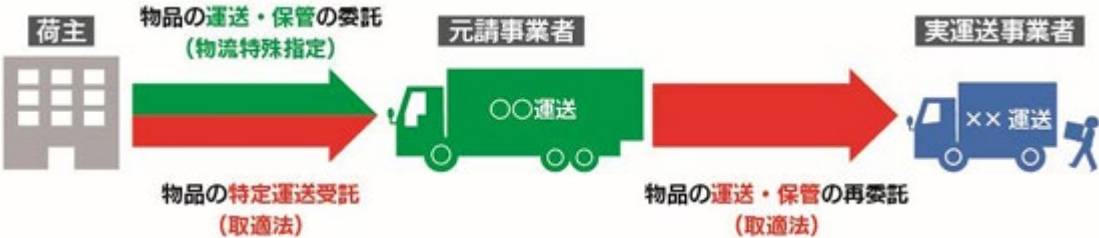
印紙税の課税対象の取り扱い

○貨物運送事業者が荷送人から貨物の運送を引き受けた際に交付する文書で、その文書に運送物品の種類、数量、運賃、発地、着地等に運送契約の成立の事実を証する事実が具体的に記載され、貨物運送引受けの証としているものは、その文書の標題のいかんにかかわらず、「運送に関する契約書」として印紙税が課税されることになります。(国税庁HP質疑応答より)

○なお、電子メールやファックス等の電磁的方法による場合には、課税物件は存在しないことになりますので、印紙税の課税対象にはなりません。

4

中小受託取引適正化法（取適法）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）が対象とする取引



中小受託取引適正化法（特定運送委託、運送の再委託）

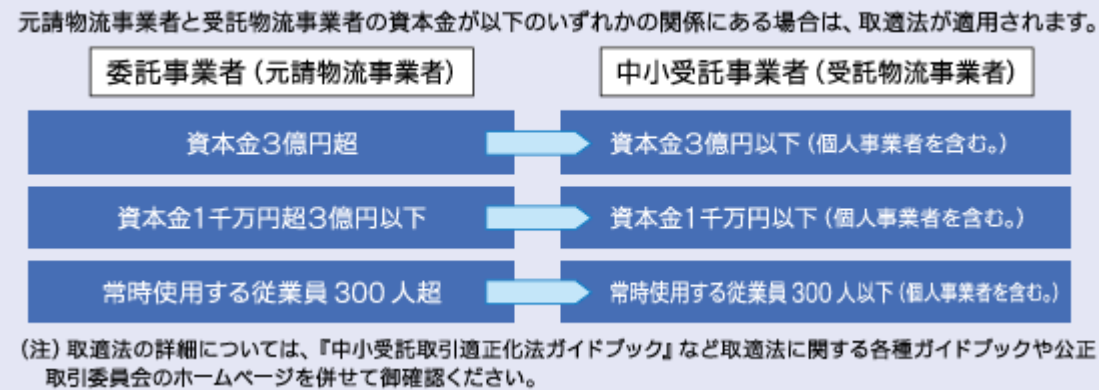
○委託事業者と中小受託事業者間の取引

- ・荷主が運送事業者に運送を委託した場合や委託事業者が受託した運送等の役務提供を中小受託事業者に再委託する場合を規制の対象としています。

特定運送委託の対象となる取引は、委託事業者及び中小受託事業者の資本金の額または従業員数と取引の内容によって決まっています。

【委託事業者の禁止行為】

受領拒否、代金の支払遅延、代金の減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、報復措置、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更、やり直し、協議に応じない一方的な代金の決定



私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（物流特殊指定）

○物流特殊指定の対象となる取引

- ・荷主が物流事業者に対して委託されている取引の内容が運送サービスまたは倉庫における保管サービスであって、荷主と物流事業者の資本金額等が下図の関係である場合を規制の対象としています。

○優越的地位の濫用規制

- ・取引の一方の当事者が他方の当事者に対し取引上優越した地位にある事業者が、取引の相手方に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止しています。

優越的地位の濫用に該当しているかどうかは、3つの要素から判断されます。

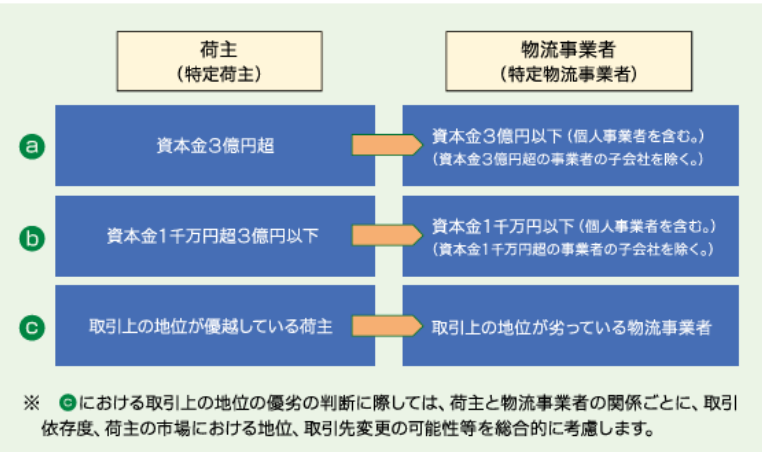
①「優越的地位」とは、以下の事項を総合的に考慮されます。

- イ. 取引の相手方の行為者に対する取引依存度
- ロ. 行為者の市場における地位
- ハ. 取引の相手方にとっての取引先変更の可能性

②「正常な商慣習に照らして不当に」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいい、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない。

③「濫用行為」とは、以下の行為をいう。

購入・利用強制、協賛金等の負担の要請、従業員等の派遣の要請、その他経済上の利益の提供の要請、受領拒否、返品、支払遅延、減額、取引の対価の一方的決定、やり直しの要請 など



（参考）中小受託取引適正化法（取適法）第4条（中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示 等）

○委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等（※1）をした場合は、直ちに法第4条に定められた事項（取引条件）を明示（※2）しなければなりません。

【明示の必要記載事項】（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第4条の明示に関する規則）

1. 委託事業者及び中小受託事業者の商号、名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって委託事業者及び中小受託事業者を識別できるもの
2. 製造委託等をした日、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、提供される役務。以下同じ。）の内容並びにその給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける期日（期間を定めて提供を委託するものにあっては、当該期間））及び場所
3. 中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
4. 製造委託等代金の額及び支払期日
5. 製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者、中小受託事業者及び金融機関の間の約定に基づき、中小受託事業者が債権譲渡担保方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を担保として、金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付けを受ける方式をいう。）又はファクタリング方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）若しくは併存的債務引受方式（中小受託事業者が、製造委託等代金の額に相当する額の代金債務を委託事業者と共に負った金融機関から、当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の支払を受ける方式をいう。）により金融機関から当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする場合は、次に掲げる事項
 - イ 当該金融機関の名称
 - ロ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額及びその期間の始期
 - ハ 当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日
6. 製造委託等代金の全部又は一部の支払につき、委託事業者及び中小受託事業者が電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権の発生記録又は譲渡記録をする場合は、次に掲げる事項
 - イ 当該電子記録債権の額及び中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとする期間の始期
 - ロ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日
7. 製造委託等に関し原材料等を委託事業者から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの日並びにその決済の日及び方法
8. 法第四条第一項ただし書の規定により前各号に掲げる事項のうち明示しないもの（以下「未定事項」という。）がある場合は、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定めることとなる予定期日

※1 製造委託等：製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託 ※2 明示は電子メールの送付、電磁的記録を記録した記録媒体の交付でも可

○トラック法と中小受託取引適正化法が同時に適用される取引において、トラック法の書面交付に係る法定事項と取適法の明示事項には重複部分が多数あるため、1通の書面の記載事項が両法の全項目を網羅していれば、1通の書面で併用することが可能です。

○各法のみで求められる記載事項

【トラック法のみ求められる記載事項】契約当事者の住所

【中小受託取引適正化法のみ求められる記載事項】支払期日、電子記録債権を支払手段として利用する場合の当該再建の額及び支払期日

○書面の保存期間【トラック法】書面を交付した日から1年間 【取適法】 記載又は記録をすべき事項の全部の記載又は記録をした日から2年間

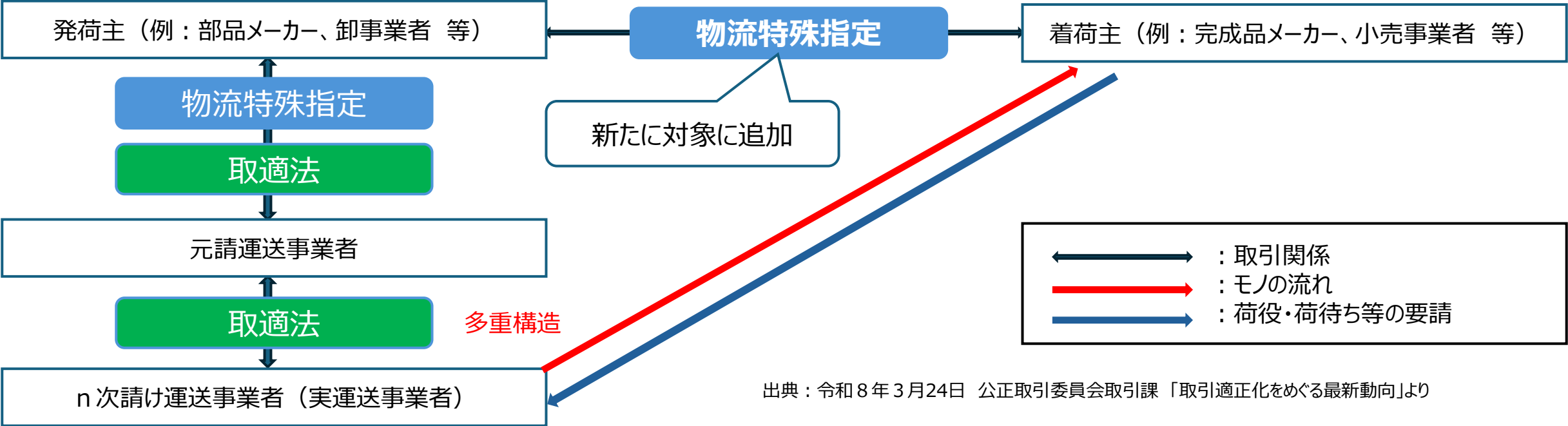
○書面交付義務違反にかかる罰則・行政処分

【トラック法】 罰則：なし トラック法による行政処分：可能性あり 【取適法】 罰則：あり（50万円以下の罰金）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 物流特殊指定改正（令和9年4月1日施行）

物流に関する商習慣の問題に対する更なる対応（着荷主規制）

○物流分野におけるサプライチェーン全体の取引適正化の観点から、現行の物流特殊指定の対象を拡大し、着荷主による発荷主に対する特定の行為（契約外の荷待ち等を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為）を新たに物流特殊指定の対象とする。



出典：令和8年3月24日 公正取引委員会取引課「取引適正化をめぐる最新動向」より

- 適用対象
- ・事業者規模（資本金・従業員）が一定を超える着荷主又は取引上優越した地位にある着荷主であって、事業者規模が一定を下回る発荷主又は取引上の地位が劣っている発荷主との間で継続的な取引（物品の販売、製造・修理・情報成果物の作成の請負）の相手方としてその物品の引渡しを受けるもの
- 禁止行為
- ・着荷主が、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為
 - ①不当な運送の役務以外の役務その他の経済上の利益提供要請（附帯業務等）
（例）着荷主は、発荷主に対し、あらかじめ契約内容に含まれていないにもかかわらず、商品の荷下ろし業務を運送事業者を通じて提供させたことにより、発荷主にその費用を負担させた。
 - ②不当な運送の変更及びやり直し（荷待ち・やり直し 等）
（例）着荷主は、発荷主に対し、自社の都合により運送事業者に長時間の待機をさせたにもかかわらず、発荷主にその費用を負担させた。